

平成27年度 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 教育内容を充実させ、学校教育の今日的課題に対応しうる教育実践力を備えた人材を養成するため、次の措置を講ずる。

- ① カリキュラム・ポリシーに基づき、教育実践力を培う目的で開講した「教職実践演習」により、大学の授業と教育現場の実践を連動させることにより、卒業時における質を保証する。
- ② 前年度に引き続き、学部授業「予防教育科学と学校教育」及び大学院授業「予防教育科学」、「数学と芸術、そして科学間の接点を探る」、「伝統文化（音楽・美術）における表現の思想と技法」を開講し、学校教育の今日的課題に対応できる力を培い、卒業・修了時における質を保証する。
- ③ 学士課程において、カリキュラムの体系性、学習内容の系統性と順次性を明確にし、教員養成教育の質を保証する。

また、修士課程においては、専修免許状の取得における実践的科目の内容と方法等を検討し、大学院段階における教員養成カリキュラムの質の保証を図る。

- ④ 2年次における体験型実習（僻地又は海外等）を実施し、4年間を通じた教育実習の体系を図るとともに、附属学校等との連携により、実習への参加検定及び実習評価を実施し、更なる改善に向けた検証を行うことにより、教育実習を通して「教員としての資質能力を育成」する機能を充実させる。
- ⑤ 教職大学院認証評価を受けるため、平成26年度までの教育課程等について検証するとともに、認証評価結果により、一層の教育活動等の水準を高めることに努める。

また、学校教育の現代的課題に対応した各種プログラム等の実施に向けての検討を継続し、平成28年度の開設に向けた諸準備を行う。

2) 高度専門職業人としての能力の修得状況を厳正に評価する体制を再構築し、単位及び学位プログラムの質を保証するため、次の措置を講ずる。

- ① 平成26年度において確認された厳正な成績評価制度を通して、引き続き厳正な成績評価に努める。
- ② 「教職実践演習」の実施状況を検証するとともに、次年度に向け授業構成を再検討し、卒業時における質を保証する。
- ③ ミッションの再定義で示した学士課程80%（進学者及び保育士を除く。）、修士課程70%（現職教員及び臨床心理士養成コースを除く。）、専門職学位課程95%（現職教員を除く。）の目標達成に向け、教員就職率を維持・向上させるべく、就職支援行事を計画的・体系的に実施するとともに、採用試験の傾向に対応した支援を充実させる。

3) 教職への熱意と使命感、意欲のある者を積極的に受入れるなど、入学者選抜方法及び入試広報の改善に取り組むため、次の措置を講ずる。

① 学部において、入学者選抜方法研究専門部会が作成した報告書を基に、現行のセンター試験を課さない推薦入試について検証し、必要に応じ入試方法等を改善する。

また、大学院においては、検証し変更したアドミッション・ポリシーを公表するとともに、同ポリシーに基づき拡充した入学者選抜試験を実施する。

② 学部、大学院ともにオープンキャンパス、大学院説明会をはじめとする従前の広報活動状況を検証し、その結果を反映した入試広報活動を拡充する。

なお、実施に当たっては事前にウェブページ等により効果的な周知・広報を行う。

③ 連合アドミッションセンターとして行う事業計画を具体的に検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教育実施体制及び教育支援体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

① 遠隔教育による大学院プログラムの実施状況を検証し、授業の内容及び方法、業務内容の改善を図る。

また、「小学校英語教育分野」の新設に向けての検討を継続し、平成28年度の開設に向けて諸準備を行うとともに、グローバルな視点を持った教員を養成するための海外研修プログラムの策定について検討する。

② 学習支援、情報支援体制の充実のため、最新環境への適合等を図るため学生支援システムの更改を実施する。

③ 教育実習等においてICTを活用した授業等を行うにあたり、学生自らが事前に模擬授業等を行う環境を提供するとともに、模擬授業等への指導等を行う体制を構築する。

④ 専門職学位課程における授業指導強化を図るため、教職経験を有する教員を増員する。

また、学校現場での指導経験の少ない新規採用大学教員に対する研修制度の創設について検討する。

⑤ 附属学校及び教育委員会等と連携し、今日的な諸問題や課題に対応できるよう、課題解決能力を育む実践的な授業を実施する。

⑥ 四国5大学間で連携し、e-Learningによる大学教育の共同実施を進め、授業科目の検討及びコンテンツの開発を促進する。

2) 教育の質の向上を図るため、教育方法、評価方法等について検証及び改善を行い、より一層充実させるため、次の措置を講ずる。

① 前年度の検証結果を基に改善し、さらに効果的なFD事業を実施する。

② 平成27年度に実施する教職大学院認証評価により、自己点検評価の組織的な取組状況について、検証する。

③ 教育の質の向上を図るため、卒業生、修了生対象アンケート及び教育行政関係者等へのアンケートを実施し、教育改善に活用する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生が健全で安心して修学できる環境の整備を目指し、学習支援及び生活支援をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

① 学生の健康状態を健全に保つため、健康診断システムによる健診データの分析を行い、これまでのデータとの比較等により、改善に繋がる指導方法を検討する。

また、特別な支援を要する学生については、学内での連携強化を図るなど、特別支援体制を検討する。

さらには、学生相談担当教職員連絡会を開催し相談等についてのスキルアップを図る。

② 本学の特色ある経済的支援（大学院修学休業制度による現職教員に対する授業料免除、教職大学院（現職教員）向け実習経費の貸与、教員採用候補者名簿登載期間延長制度）及び通常の授業料免除制度拡大策の継続に加え、多様な支援策を検討・実施し学生の修学できる環境を充実させる。

③ 学生窓口の充実を図り、学生サービスの向上を図るとともに、安全安心な修学環境を整備するため、学生のニーズ調査、施設点検結果等を踏まえて、改修計画を見直し施設の充実を図る。

④ 学生からの意見の分析結果に基づき、自主研鑽を促すプログラムを実施する。

2) 高度専門職業人としてのキャリア形成について支援するとともに、卒業・修了後の適切なフォロー体制を確立するため、次の措置を講ずる。

① 学生それぞれの志望等に対応した、よりきめ細かな支援を行うとともに、学部においては、キャリア教育を体系的に取り入れた合宿研修を各学年において実施する。

また、教員・公務員・企業志望者向けのガイダンスなど各種就職支援行事を実施する。

② 卒業及び修了後におけるフォロー体制を確立するための事業として、在学生、同窓会及び教職員が共同して、「うずしお講演会」、「ホームカミングデー」及び「学術研究会」を企画・実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 学校教育に関する先端の実践研究を推進し、研究成果を公表するとともに、学校現場や社会へ還元するため、次の措置を講ずる。

① 予防教育授業を学校主導で実施するため、授業実施用DVDの作成を進める。

② 徳島県内外において、予防教育を普及させるため、授業実施用DVDを貸与するとともに、授業指導を行う。

また、附属学校教員と大学教員及び近隣市町村関係部局との連携により、教育実践に関する共同研究を推進し、多様な活動を地域社会に積極的に発信する。

③ 引き続き、最新の研究成果情報を収集し、教員情報データベースで公開する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 先端的実践研究を推進し、研究環境を整備するとともに、研究支援体制及び研究評価体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

① 生徒指導上の諸問題を総合的に対応するための組織として、生徒指導支援センターを設置する。

また、予防教育科学センターと生徒指導支援センターの連携により、いじめ防止対策への取組を行う「いじめ防止支援機構 (BP-CORE)」を設置し、複数の大学と連携・協働して「いじめ防止支援事業 (BPプロジェクト)」を実施する。

② 引き続き、研究に関する自己点検・評価を実施する。

③ 情報基盤センターにおいて、学術認証フェデレーションへ参加し、本学が発行するID・パスワードで他大学等の参加機関及び本学が契約する電子ジャーナル等が利用できる環境を整備する。

また、附属図書館においては、拡充した教育実践資料閲覧スペースを活用し、図書館内資料の再整備を行うとともに、収集した教育実践資料を整理し、活用する。

④ 四国産学官連携イノベーション共同推進機構と四国地区5国立大学の連携を強化するとともに、株式会社テクノネットワーク四国(四国TLO)との効果的な協働体制の構築に参画する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

1) 教育関係機関等と連携した学校現場等への教育支援事業はもとより、社会のニーズに沿った教育・研究・文化事業を積極的に実施するため、次の措置を講ずる。

① 出張型研修、集合型研修、シンポジウム、公開講座等の改善・充実に図り、現職教員を含めた小学校外国語活動に関わる人材の養成・育成を継続的に取組、小中連携を視野にいたした小学校英語教育についての研究を推進する。

また、平成28年度に新設される小学校英語分野への協力・支援を行う。

② 県教育委員会、市町村教育委員会との連携の下、社会のニーズに沿った研究連携事業を実施する。

③ 教育委員会と連携し、現職教員の資質・能力向上を図るための各種研修及び講習を実施するとともに、徳島県総合教育センターと鳴門教育大学が共同でリーダー養成における研修を実施する。

2) 大学の教育研究資源を広く社会に還元し、学校教育や社会教育に貢献するため、次の措置を講ずる。

① 学校現場や地域社会のニーズに応じたテーマによる公開講座及び大学開放推進事業を実施する。

- ② 教育委員会と連携してICTを活用したサテライト研修会場を設置し、児童・生徒の学力向上、及び学校力向上を見据えた「学び続ける教員の支援」に貢献する。

また、児童・生徒の学力向上等に貢献するため、教育支援講師・アドバイザー等派遣事業を充実させる。

- ③ 平成24年度に締結した「鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定」に基づき、連携協力を実施する。
- ④ 地域社会への附属図書館サービス向上を図るため、児童図書室所蔵目録データベース登録作業を推進する。

また、所蔵資料の展示及び附属図書館展示会を開催する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 1) 国際的な学術交流、学生交流及び開発途上国への教育支援を推進し、国際社会に貢献するため、次の措置を講ずる。

- ① 引き続き、JICA及びNGOなどの国際援助機関・団体等と提携協力し、途上国の教育向上に資する人材を育成する。

また、国際感覚を備えた人材育成に向けた活動及び国際教育協力の質的向上に向けた活動に対して、学内外の評価を実施し、その成果をまとめる。

- ② 国際学術交流協定校とのシンポジウム（研究集会）を実施する。
- ③ 留学生就学支援のための研修を実施する。

さらに、留学生の修学環境を整備するため、チューターの適正配置や奨学金の給付等を維持する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 附属学校と大学との間で、教育研究のための相互支援体制及び実地教育実施体制を強化し、さらに充実させるため、次の措置を講ずる。

- ① 平成26年度に附属学校教員と大学教員により実施された共同研究をさらに進めるとともに、見直しを図り、より充実した研究成果を広く公表する。

また、附属中学校教員と大学教員によるICTを活用した効果的な学習方法等に関する共同研究を推進するとともに、教育実習にも活用し、充実を図る。

- ② 大学教員による附属学校における授業担当を継続し運用する。

また、附属学校教員が教員養成実地指導講師として教育実践コア科目等の一部を担当し、附属学校と大学間の教育支援体制を推進する。

- ③ 実習への参加検定及び実習評価を実施し、さらなる改善に向けた検証を行うとともに、主免教育実習事前事後指導を充実し、指導案作成力の向上及び電子黒板等を活用した授業を取り入れ、教育実践力の向上を図る。

附属学校では、ルーブリックに基づいた実地教育を推進し、実地教育終了後に問題点を点検・検証し、実地教育専門部会へ報告を行う。

- 2) 附属学校間の連携及び協力体制の充実を図り、大学と協働して教育関係機関や社会のニーズを踏まえた教育実践を行うため、次の措置を講ずる。
 - ① 附属学校部で実施している授業相互支援体制を引き続き実施する。
 - ② 附属学校教員と大学教員との連携により、教育実践に関する共同研究の成果を社会に積極的に発信する。
- 3) 附属学校において、適切かつ健全な管理運営を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成24年度から実施している合同学校評議員会を継続して開催するとともに、学校関係者評価委員会を活用し、教育活動の実施や地域との連携について引き続き検証する。
 - ② 附属学校の管理運営体制の強化に向けて、学長、理事及び附属校園長が意見交換を行うとともに、担当理事・附属学校部長による県教育委員会・市教育委員会との協議を継続して行う。
 - ③ 安全管理計画に基づき、附属校園において各種訓練を実施するとともに、施設パトロール（遊技等を含む。）の実施や現場管理者の意見聴取により、安全面での不具合箇所の改善整備計画を見直し、実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長直属の組織とする経営企画本部の機能を強化し、適正な業務を確保する内部統制を確立するとともに、戦略的な大学経営を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 内部統制機能充実に向けて、平成26年度に実施したリスク対応計画のモニタリングを行い、課題対応策の定着を図る。
その他、コンプライアンス意識の啓発活動を行う。
 - ② 前年度に企画・連携調整機能の強化のために再編した企画課の機能を充実させ、より迅速な運営体制を構築する。
 - ③ 大学ポर्टレートに参加し、大学広報の充実を図る。
- 2) 入学定員を社会的ニーズ等に対応した適正規模に見直し、それに伴う大学運営組織を再構築することにより、教育研究等の質を確保するため、次の措置を講ずる。
 - ① 引き続き、大学院（修士課程、専門職学位課程）の入学定員確保に向けた取組を行うとともに、さらなる教員養成の高度化を図るため、新たな大学院教育の体制等を検討する。
また、附属学校においては、昨年度附属学校部会議で協議した附属中学校の入学定員及び連絡進学の有無について、大学と協議を行う。他の校園についても、入学定員見直しの必要の有無について、検討する。
 - ② 引き続き、教員養成の高度化を図る観点から、大学院を中心とした新たな教育研究組織等について検討する。

- 3) 学内資源を最大限に活用し教育研究環境の充実を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 戦略的な大学運営を行うため、効率的かつ適正な人員配置を行う。
 - ② 教育研究経費等の財務分析結果を基に、学内予算編成方針等を点検し、必要に応じ所要の見直しを図り、効果的な予算配分を行う。
 - ③ 引き続き、最新の研究成果情報を収集し、教員情報データベースで公開する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 戦略に基づいた機動的かつ柔軟な事務組織を構築し、併せて新たな人事評価制度を導入することにより、効率的な事務処理を行うため、次の措置を講ずる。
 - ① 人事評価の実施結果を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。

また、管理職も含めた職員の資質向上を目的としたSD研修を実施するとともに、段階的かつ円滑に職員の資質向上を図るため、本学におけるSD研修のブランドデザインを構築する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 競争的資金、寄附金等の外部資金の確保及びその他の自己収入を増加させるため、次の措置を講ずる。
 - ① 外部資金確保のため、業績主義的傾斜配分を見直し、必要に応じ、インセンティブの拡充等の検討を行う。

また、新たな外部資金確保のための鳴門教育大学基金の創設等を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

- 1) 中期目標『「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する』を達成するため、引き続き、次の措置を講ずる。
 - ① 引き続き、人件費抑制を継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- 1) 常に業務内容及び業務実態について検証を行い、業務費全体の抑制を推進するとともに、資源を有効活用するため、次の措置を講ずる。
 - ① 「業務コスト節減計画」に基づき、対策を講じる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1) 資産の有効活用を推進するとともに、積極的に運用するため、次の措置を講ずる。

- ① 利用者へのアンケート調査及び検証結果を踏まえて「大学施設有効活用方針」に基づき、次期中期計画に向けた有効活用計画の検討を行う。
- ② 入居者へのアンケート調査及び検証結果に基づき「職員宿舍有効活用計画」の見直しを行い有効活用の推進を図る。

また、非常勤講師宿泊施設についても利用者へのアンケート調査を実施し、次期中期計画に向けた検討を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価制度、評価結果及びその活用方法等について検証し、更なる適正化及び効率化を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 平成27年度に実施する教職大学院認証評価により、自己点検・評価の組織的な取組状況について、検証する。
- ② 新たな評価項目により、教育及び研究に関する自己点検・評価を実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報を適切かつ迅速に発信し、透明性を高め、社会への説明責任を果たすため、次の措置を講ずる。

- ① 学内外及び学生のニーズに対応した広報活動を検討・実施する。
- ② 機関リポジトリを通して、大学の学術研究情報を社会に向けて発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1) 効果的な施設メンテナンス及び設備更新等を計画的に行うとともに、施設・設備の有効活用を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 大学改革マスタープランを踏まえた機能強化と教育研究の活性化を推進するための老朽施設のリノベーション（再整備）等を検討し、キャンパスマスタープラン、改修計画の見直しを行う。

また、設備マスタープランに基づく整備を実施するとともに、講義室に設置しているプロジェクター等を最新の教材機器に対応するものに更新する。

- ② 現状調査の分析結果及び各部等の要望を踏まえて、大学改革マスタープランに基づきスペースマネジメントを実施する。

2 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置

- 1) 環境マネジメント体制を構築し、環境対策を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 大学全体の、エコアクション21 マネジメントシステムの運用を継続する。
 - ② 環境保全に関する啓発活動を推進するため、エコアクション21に関する説明会や構内清掃を実施する。
 - ③ 学生、教職員及び地域等の意見を踏まえ、環境活動を支援するための施設・設備等の整備計画を見直し、実施する。

3 リスクマネジメントに関する目標を達成するための措置

- 1) 継続的かつ健全な大学運営を可能とするため、あらゆるリスクに対応したリスクマネジメントシステムを構築し、大学としての社会的責任（USR）を果たすため、次の措置を講ずる。
 - ① リスクマネジメントのマネジメントサイクルに基づき、平成26年度に実施したリスク対応計画の実施状況についてモニタリングを行い、課題対応策の定着を図る。

また、平成26年度に実施したリスク個別マニュアルの検証により明らかとなった問題点の改善を図る。
 - ② 教職員及び学生を対象とした情報セキュリティセミナーを実施しITに関する意識改革を推進するとともに、情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ環境を検証する。
 - ③ 「防災対策基本計画」に基づき、備蓄を推進するとともに、四国5大学連携防災・減災教育研究協議会に出席し、四国地域における巨大災害に対する防災・減災の最新情報を得る。

また、計画的に本学教職員・学生が地域と連携した防災訓練を実施するとともに、安全・衛生パトロールの実施による安全対策を講じる。
 - ④ 学生のための危機管理マニュアルを活用し、新入生合宿研修等でリスクの注意喚起を行うとともに、課外活動団体次期代表者を対象としたリーダーシップセミナー等を通じて安全教育を実施する。

さらに、情報セキュリティセミナーを実施しITに関する意識改革を推進するとともに、アンケート結果を分析し、セキュリティーポリシー（関連規程等）を必要に応じ改訂する。

また、附属学校園においては、校園毎に定めた安全管理計画に基づいた安全教育を実施する。
 - ⑤ 学生相談体制の充実を図るため、学生総合相談室相談員への研修を実施する。

また、ハラスメントに対する相談体制の充実を図るため、相談員への研修を実施するとともに、教職員の人権意識啓発のための講演会を実施する。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

1) 法令，規則及び社会的規範に則った大学経営を行うため，次の措置を講ずる。

① 平成26年度に実施したリスク個別マニュアルの検証により明らかとなった問題点の改善を図る。

その他，コンプライアンス意識の啓発活動を行う。

また，業務監査を通じて，大学運営に係るガバナンスの在り方等を検証する。

② 引き続き，鳴門教育大学コンプライアンス基本方針に基づき，コンプライアンスへの取組を推進する。

5 男女共同参画社会の対応に関する目標を達成するための措置

1) 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を推進するため，次の措置を講ずる。

① 四国5大学が実施する女性研究者研究活動支援事業（連携型）に参画し，男女共同参画を推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・職員宿舎給水設備改修 ・体育館屋根改修 ・講堂耐震改修	総額 69	国立大学財務・経営センター施設整備費 交付金 (25) 施設整備費補助金 (44)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置，養成，評価並びに計画的な人事交流の実施

① 戦略的な大学運営を行うため，効率的かつ適正な人員配置を行う。

27年度の常勤職員数 342人

27年度の人件費総額見込み 3,174百万円

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については，次の事業の財源に充てる。

・教育，研究に係る業務及びその附帯業務

別表

○学部・学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	500人（修士課程） 人間教育専攻 180人 特別支援教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 280人 100人（専門職学位課程） 高度学校教育実践専攻 100人
附属幼稚園	130人 学級数5
附属小学校	648人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属特別支援学校	60人 学級数9

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,631
施設整備費補助金	44
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	17
国立大学財務・経営センター施設費交付金	25
自己収入	747
授業料及入学金検定料収入	667
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	80
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	128
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	20
計	4,612
支出	
業務費	4,398
教育研究経費	4,398
診療経費	0
施設整備費	69
船舶建造費	0
補助金等	17
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	128
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4,612

[人件費の見積り]

期間中総額3,174百万円を支出する(退職手当は除く)。

※「運営費交付金」のうち、平成27年度当初予算額3,466百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額165百万円。

※「施設整備費補助金」のうち、平成27年度当初予算額0百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額44百万円。

2. 収支計画

平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 498
経常費用	4, 498
業務費	4, 138
教育研究経費	478
診療経費	0
受託研究費等	118
役員人件費	68
教職員人件費	2, 496
職員人件費	978
一般管理費	201
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	159
臨時損失	0
収入の部	4, 498
経常収益	4, 498
運営料交付金収益	3, 468
授業料収益	534
入学料収益	108
検定料収益	24
附属病院収益	0
受託研究等収益	118
補助金等収益	17
寄附金収益	9
施設費収益	2
財務収益	1
雑益	80
資産見返運営費交付金等戻入	113
資産見返補助金等戻入	15
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	5
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 289
業務活動による支出	4, 331
投資活動による支出	303
財務活動による支出	26
翌年度への繰越金	629
資金収入	5, 289
業務活動による収入	4, 354
運営費交付金による収入	3, 466
授業料及入学金検定料による収入	666
附属病院収入	0
受託研究等収入	118
補助金等収入	17
寄附金収入	10
その他の収入	77
投資活動による収入	120
施設費による収入	69
その他の収入	51
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	815